

南阿蘇村

第3次男女共同参画推進基本計画



令和5年3月

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	4
2 計画の性格と位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画策定の背景	6
(1)国及び熊本県の動き	6
(2)南阿蘇村の動き	8

第2章 計画の基本的な考え方

1 目指す姿	10
2 基本目標	11

第3章 施策の内容

1 施策の体系図	16
2 基本目標と施策の柱	18
■基本目標1 だれもが互いに尊重し合える意識づくり	18
■基本目標2 だれもがいきいきと暮らすことができる社会づくり	22
■基本目標3 だれもが安心・安全に暮らすことができる環境づくり	27
■基本目標4 男女共同参画社会を推進する体制づくり	31

資料編

1 男女共同参画社会基本法	34
2 熊本県男女共同参画推進条例	40
3 南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会設置要項	46
4 用語解説	48

第1章

計画の策定にあたって

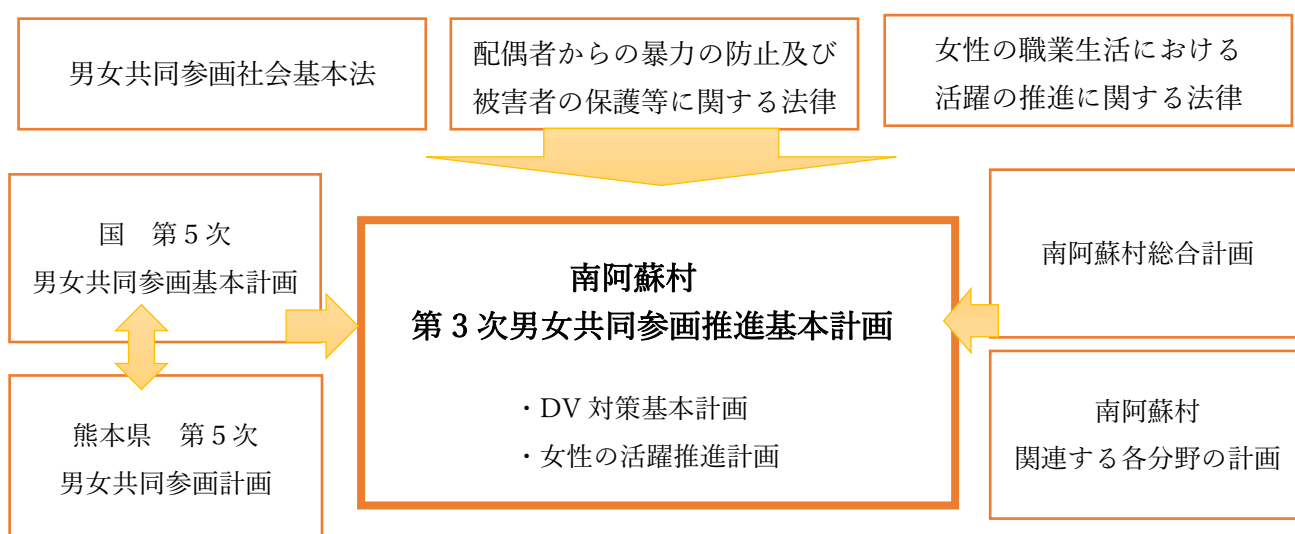
1. 計画策定の趣旨

南阿蘇村では、平成 26 年度に「南阿蘇村第 2 次男女共同参画推進基本計画」を策定し、意識啓発をはじめさまざまな施策に取り組んできました。

上記計画が終了したことを受け、また、上記計画策定から令和 4 年度までの間に、社会の多様化、少子高齢化がさらに加速したことを受け、このほど、「南阿蘇村第 3 次男女共同参画推進基本計画」（令和 5 年度～令和 9 年度、以下「計画」という。）を策定しました。この計画に基づき、南阿蘇村のすべての人がいきいきと暮らせる南阿蘇村づくりに取り組んでまいります。

2. 計画の性格と位置づけ

- ① この計画は、国の「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づき、本村における「男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び熊本県の「第 5 次男女共同参画計画」等との整合性を図り、策定したものです。
- ② この計画は「南阿蘇村総合計画」、その他計画との整合性を図り、策定したものです。
- ③ この計画は南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会（以下、「懇話会」という。）の意見を尊重して策定したものです。
- ④ この計画は、村民や事業者等の取り組みの共通の指針となることを期待して策定したものです。
- ⑤ 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に基づき、「だれもが安心・安全に暮らすことができる環境づくり あらゆる暴力の根絶」を「南阿蘇村 DV 対策基本計画」として位置づけるものです。
- ⑥ 国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」として、本計画と一体的に策定するものです。



3. 計画の期間

計画の期間は、令和5年度（2023年度）から、令和9年度（2027年度）までの5年間とします。

4. 計画策定の背景

(1) 国及び熊本県の動き

年度	国	熊本県
平成 11 年 1999 年	「男女共同参画基本法」施行 男女雇用機会均等法・育児・介護休業法の施行	
平成 12 年 2000 年	「男女共同参画基本計画」策定 ストーカー規正法成立	大阪府に次いで女性の熊本県知事誕生 環境生活部に男女共同参画課設置 女性総合相談室設置
平成 13 年 2001 年	男女共同参画会議設置（内閣府） 「DV防止法」一部施行 「男女共同参画週間」（6 月 23 日～29 日）設定	「熊本県男女共同参画計画」策定 （ハーモニープランくまもと 21） 「熊本県農山漁村男女共同参画推進プラン」策定
平成 14 年 2002 年	「配偶者暴力禁止法」全面施行	熊本県男女共同参画推進条例施行 男女共同参画審議会 男女共同参画センター 配偶者暴力相談支援センター設置
平成 15 年 2003 年	「次世代育成支援対策推進法」施行 （職業生活と家庭生活との両立のための雇用環境整備）	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
平成 16 年 2004 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
平成 17 年 2005 年	育児・介護休業法改正（育児休業期間の延長） 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 18 年 2006 年	「男女雇用機会均等法」改正（平成 19 年施行）	「熊本県男女共同参画計画（第 2 次）」（ハーモニープランくまもと 21）策定 総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管
平成 19 年 2007 年	DV 防止法一部改正（市町村の努力義務明記） 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
平成 20 年 2008 年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」策定
平成 21 年 2009 年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	
平成 22 年 2010 年	「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定	
平成 23 年 2011 年	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正	「熊本県男女共同参画計画（第 3 次）」 （ハーモニープランくまもと 21）策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置

平成 24 年 2012 年	「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	
平成 25 年 2013 年	日本再興戦略閣議決定「女性の活躍推進」の位置づけ	
平成 26 年 2014 年	日本再興戦略改訂閣議決定「女性の輝く社会の実現」	熊本県女性の社会参画加速化会議発足 「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第3次）」策定
平成 27 年 2015 年	「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 女性活躍推進法公布（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律） 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定 「くまもと子ども・子育てプラン」策定
平成 28 年 2016 年		「熊本県男女共同参画計画（第4次）」策定 「熊本県女性の活躍推進計画」策定 ■「平成 28 年熊本地震」発災
平成 29 年 2017 年		「熊本県農山漁村男女共同参画推進プランⅣ」策定
平成 30 年 2018 年	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布・一部施行	
平成 31 年 /令和元年 2019 年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布・一部施行	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第4次）」策定
令和 2 年 2020 年	「新型コロナウイルス感染症対策の基本対処方針」決定 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」作成 「男女雇用機会均等法」改正 「女性の活躍加速のための重点目標 2020」策定 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」策定	「女性活躍サミット 2020」開催 「第2期くまもと子ども・子育てプラン」策定 ■「令和 2 年 7 月豪雨」発災
令和 3 年 2021 年		「第5次熊本県男女共同参画計画」改定（「熊本県女性の活躍推進計画」を統合）

(2) 南阿蘇村の動き

年度	南阿蘇村
平成 17 年 2005 年	白水村、久木野村、長陽村が合併し南阿蘇村が誕生
平成 18 年 2006 年	南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会を設置
平成 20 年 2008 年	南阿蘇村第 1 次男女共同参画推進基本計画を策定
平成 26 年 2014 年	南阿蘇村第 2 次男女共同参画推進基本計画を策定
令和 4 年 2022 年	9 月及び 10 月、南阿蘇村第 3 次男女共同参画推進基本計画策定のための懇話会を開催

第2章

計画の基本的な考え方

1. 目指す姿

交流と対話があり、
多様な人がいきいきと暮らす、
いつまでも、住み続けたい村・南阿蘇村

そこに住む人たちが互いにつながり合い、多様性を認め合い、女性を含む全ての人が元気でいきいきと暮らす村でありたい。そして、だれもが「いつまでも、住み続けたい」と思える村を目指します。



2. 基本目標

目指す姿を実現するために、「意識づくり」「社会づくり」「環境づくり」及びこれらを達成するための「体制づくり」を、計画の基本目標とします。

基本目標 1

だれもが互いに尊重し合える意識づくり

だれもがお互いの多様性を認め合い、人権を尊重し合うことのできる「意識づくり」のためには、家庭で、職場で、学校で、互いの理解を深め合いながら、男女共同参画の意識を高めることが求められます。

現在も推進されている教育現場における男女共同参画の推進を一層強化し、次代を担う子どもたちの意識を啓発します。

■施策の柱

1 男女共同参画の啓発推進

2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

3 人権尊重の啓発推進及び多様化する社会への理解促進

基本目標 2

だれもがいきいきと暮らすことができる社会づくり

家庭や職場において、ともに支え合い、お互いの能力を活かし、だれもが自らが望む生き方ができる社会づくりのため、子育てや介護などの男女共同参画を推進します。併せて、女性がその力を思う存分発揮できるよう、女性活躍推進の施策を展開します。

女性だけでなく、男性の育児や介護を支援し、世代間の交流を推進するなど、さまざまな支援施策を展開することで、地域社会で支え合う仕組みをつくります。

また、働く人の能力開発、女性の活力を活かす啓発なども行います。

■施策の柱

1 とともに支え合う子育ての実現

2 介護における男女共同参画支援

3 雇用の場や産業・地域振興における女性活躍の推進

女性の活躍推進計画

基本目標3

だれもが安心・安全に暮らすことができる環境づくり

すべての人がお互いにその人権を尊重しつつ責任と喜びを分かち合い、性別や性的指向、性自認に関わりなく多様性を認め合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、情報発信や啓発活動を行います。

DV や各種ハラスメント、ストーカー行為などは重大な人権侵害であるとともに、人の尊厳を重んじた対等な関係づくりを阻害する大きな要因です。

あらゆる暴力の防止に向けて広報・啓発活動を行います。また、被害者に対する相談体制の整備や窓口の明確化、包括的な対応を行うための各種関連組織の連携体制を構築します。

■施策の柱

1 あらゆる暴力の根絶

DV 対策基本計画

2 生涯を通じた健康支援

3 地域活動における男女共同参画推進

基本目標 4

男女共同参画社会を推進する体制づくり

男女共同参画をより一層推進していくためには、一部の取組みだけではなく、地域社会全体で仕組みをつくり改善していく必要があります。村民、事業所、各種団体、関係機関と行政が連携して推進する体制を強化します。まずその中で、男女共同参画推進のけん引役として、行政が男女共同参画を推進していきます。

■施策の方向性

- 1 政策や方針決定の場への女性参画の推進
- 2 村の推進体制の整備
- 3 村民（地域・家庭）・企業（事業所等）・団体と
行政との協働推進

第 3 章

施策の内容

1. 施策の体系図

目指す姿

交流と対話があり、
多様な人がいきいきと暮らす、
いつまでも、住み続けたい村・南阿蘇村

基本目標

意識

だれもが互いに
尊重し合える
意識づくり

1

男女共同参画の啓発推進

講演などの意識啓発、家庭における男女共同参画実現

2

男女共同参画を推進する教育・学習の充実

学校と家庭が連携した男女共同参画の推進

学校における男女共同参画教育の推進

3

人権尊重の啓発推進及び
多様化する社会への理解促進

人権啓発学習の促進

多様化する社会の啓発
(LGBT等への理解促進、グローバル化する社会への理解促進)

社会

だれもがいきいきと
暮らすことができる
社会づくり

1

ともに支え合う子育ての実現

男性の子育て参加促進

働きながら安心して子育てができる支援体制づくり

子育て支援の情報提供

2

介護における男女共同参画支援

男女ともに介護休暇取得推進

働きながら安心して介護できる支援体制

3

雇用の場や産業・地域振興における
女性活躍の推進
【女性の活躍推進計画】

雇用や産業の場における女性の意識啓発

雇用の場における男女共同参画推進、女性の登用促進

女性の人材育成、6次産業化・起業化支援

環境

だれもが安心・安全に
暮らすことが
できる環境づくり

1

あらゆる暴力の根絶
【DV対策基本計画】

DV・セクハラ等の防止啓発、被害者支援

DV・セクハラ相談体制の充実

2

生涯を通じた健康支援

ライフステージに応じた、また、感染症拡大下の健康支援

「性と生殖に関する健康と権利」についての認知促進

3

地域活動における男女共同参画推進

女性の区長への登用など積極的女性の活用推進

防災活動への女性の積極的参加推進

体制

男女共同参画社会を
推進する体制づくり

1

政策や方針決定の場への女性参画の推進

政策や方針決定の場への女性参画の推進

2

村の推進体制の整備

男女共同参画社会の実現を目指した村の推進体制の整備

3

村民(地域・家庭)・企業(事業所等)・団体と
行政との協働推進

男女共同参画社会の実現を目指した取り組みの協働推進

1. 施策の体系図

2. 基本目標と施策の柱

基本目標 1

だれもが互いに尊重し合える意識づくり

(1) 現状と課題

南阿蘇村では、村の広報を活用した意識啓発や男女共同参画週間に合わせた啓発活動を実施してきました。しかし意識啓発は一過性に終わるものではなく、継続的な取り組みが求められます。また懇話会における意見交換においても、男女共同参画の意識は世代間や男女でギャップがあるとの意見が多く聞かれています。さらに「意識」は一朝一夕に醸成できるものではなく、子どもの時から、家庭での意識づくりが必要といえます。

このような意見を踏まえ、基本目標の第一として「意識づくり」を掲げています。男女共同参画の意識づくりの場は、家庭、学校、職場、地域と多様です。この項では、特に家庭と学校における男女共同参画推進に資する施策を掲げています。

第2次南阿蘇村男女共同参画推進基本計画（以下、第2次計画という。）において立案された施策のうち「意識づくり」の取り組みは概ね実施され、特に学校と家庭の連携、学校における男女共同参画については、推進され一定の成果を上げてきたといえます。

一方、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公民館等の公共施設が閉鎖され、これまで実施されていた男性の家事参加を促す料理教室の取り組みなどがなかなか実施できない現状があります。地道な啓発を継続しながら、実践につながる取り組みを可能な限り広げていくことが改めて求められます。

(2) 重点的に取り組むべき施策

講演などの意識啓発、家庭における男女共同参画実現

意識づくりは実践を伴って醸成されます。「やっていくうちに、身に付いていく」ことを目指し、家庭における男女共同参画の実現に資する取り組みを推進します。

また第2次計画において取り組みがなかなか実施できていなかった講演など、村民の皆さんに直接語りかける場づくりを目指します。

(3) 施策の柱と取り組み

1) 男女共同参画の啓発推進

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	講演などの意識啓発、 家庭における男女共同参画実現	広報誌やホームページを通じて、定期的に分かりやすい表現や言葉で、その意義や時事情報等を発信する。	総務課
		男女共同参画推進の実践者による経験談などを動画で配信したり、講演を行うなど、村民の皆さんが直接啓発に資する話を聞くことのできる機会を創出する。	総務課
		男性の家事参加意識を高める料理教室、「育ジイ」*教室などをオンラインで開催し、実践につなげる。	健康推進課 子育て支援課

*「育ジイ」とは、孫育てに積極的に関わる中高年男性のこと。

2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	学校と家庭が連携した男女共同参画の推進	両親、祖父母などさまざまな保護者が授業参観等の学校行事に参加できるよう日程を調整し、呼びかける。	教育委員会
		男女混合名簿等、学校現場において男女共同参画を推進していることを家庭にも周知し、学校と家庭における男女共同参画推進の意識のギャップを軽減する。	教育委員会

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	学校における男女共同参画教育の推進	性別にとらわれず、進路や将来を考えるキャリア教育の推進。	教育委員会
		子どもの発達段階に応じた男女共同参画学習の推進。	教育委員会 保育所
		男女混合名簿使用の推進。	教育委員会 保育所
		保育士、教職員、地域、企業等の指導者への男女共同参画に関する研修会の実施。	教育委員会 総務課 保育所

3) 人権尊重の啓発推進及び多様化する社会への理解促進

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	人権啓発学習の促進	ホームページ、広報誌等を通じた村民の皆さんを対象とした人権啓発の実施。	総務課
		村民、事業所管理職、村議会議員、村職員を対象とした人権啓発セミナーの実施（対面またはオンライン）。	総務課
		子どもの発達段階に応じた人権同和教育の推進。	教育委員会 保育所
		小中学校における人権教育研修や人権侵害問題啓発研修会等の実施。	教育委員会

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	多様化する社会の啓発（LGBT等への理解促進、グローバル化する社会への理解促進）	広報誌やホームページを通じて人権啓発、男女共同参画啓発を実施する際に、LGBT等性的マイノリティの人たちへの理解を促進する啓発を併せて実施する。	総務課
		さまざまな世代の異文化理解を促進するため、保育所・小中学校や高齢者が集う場、直売所等日常村民が利用する場において、異文化理解のパネル展などを実施する。	総務課
		村内在住の外国籍の方に対して、男女共同参画の視点で支援を行う。	総務課

基本目標 2

だれもがいきいきと暮らすことができる社会づくり

(1) 現状と課題

男女を問わず、その能力や特性に応じて自身の望む生き方を選択し、社会活動を行うためには、子育てや介護等、これまで女性に負担がかかりがちだった分野における支援が欠かせません。公的サービスの拡充による負担軽減、女性だけでなく男性の育児・介護休暇取得の推進等地域ぐるみで支え合う仕組みが求められます。

女性がいきいきと活躍する社会をつくるためには、女性自身の意識を高めることも必要です。懇話会においても、女性自身が、社会活動から一歩引いてしまう場合があるという指摘が出されました。さらに、計画が、「女性の活躍推進計画」を包括するものであることから、女性の活躍の場を広げる施策として意識啓発にとどまらない支援も求められます。

第2次計画において計画された取り組みのうち、保育サービスの拡充等、全般的子育て支援はすべて実施されています。一方で男性の育児参加の推進、女性の能力開発、女性活躍のための事業所への啓発が、十分に組み込まれていないことが分かりました。

計画が、「女性の活躍推進計画」を包括することを踏まえ、上記の取り組みを強化する必要があるといえます。

(2) 重点的に取り組むべき施策

男性の子育て参加促進

令和3年（2021年）、育児・介護休業法が改正され、特に男性の育児休業取得が強く推進されることになっています。この施策は、同4年（2022年）4月より段階的に推進されています。事業所は、子どもが生まれる男性に育児休暇を取得するよう働きかけることが義務づけられます。男性が育児休暇を取得するためには、職場の理解が不可欠です。男性が育児に参加する機会を創出できるような育児スキルを磨くセミナーを実施したり、男性やその周囲の意識を高めることが求められます。

雇用や産業の場における女性の意識啓発

女性の活躍を推進するうえで不可欠なのは、女性自身の意欲です。女性の積極性を高める意識啓発により、女性の活躍推進を図ります。

(3) 施策の柱と取り組み

1) とともに支え合う子育ての実現

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	男性の子育て参加促進	妊娠中のパートナーを持つ男性や子育て中の男性への啓発。①パートナーへのサポート方法、②子育ての喜びを共有できる啓発ツールなど～役場の「イクメン」職員に協力してもらい動画を制作、you tube で配信→村のホームページや広報誌で告知。	子育て支援課
		男性の育児休暇取得促進。①事業所啓発～国等が出している育児休業取得促進PRツールを事業所に配布するなどして、啓発に努める。②母子手帳配布時に、男性の育児休暇取得啓発ツールを配布。	子育て支援課
		時間単位での育児休暇取得など、柔軟な対応を可能にできる制度の、村内事業所への普及啓発。事業所へは、育児休暇取得への柔軟な対応が、人材確保につながることを理解してもらうよう努める。	総務課

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	働きながら安心して子育てができる支援体制づくり	保育体制や施設の充実。通常保育のほか、延長保育、障がい児保育、学童クラブ等を充実させる。 さまざまな支援体制により、働く子育て世代の男女が、ワークライフバランスを確保できることを十分に周知する。	子育て支援課 保育所

	施策の内容	取り組み内容	担当課
③	子育て支援の情報提供	孤立しがちな一人親家庭の保護者や、在宅で乳幼児を育てる家庭へも情報が届くよう、インターネット・SNS・ポスター等紙媒体といった多様な手段で情報発信を行う。	子育て支援課 住民福祉課

2) 介護における男女共同参画支援

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	男女ともに介護休暇取得推進	介護休暇取得啓発。制度の内容について、被雇用者・雇用者（事業所）のどちらに向けても啓発や情報発信を行う。	住民福祉課
		時間単位での介護休暇取得など、柔軟な対応を可能にできる制度の、村内事業所への普及啓発。事業所へは、介護休暇取得への柔軟な対応が、人材確保につながることを理解してもらうよう努める。	住民福祉課
②	働きながら安心して介護できる支援体制	ノーマライゼーションの推進・啓発を図る。	住民福祉課 健康推進課
		介護体制や施設の充実等、障がい者・高齢者のニーズに応じたサービスを推進する。	
		介護相談（地域包括支援センター等）の利用を促進する。	
		認知症への理解を深め、適切に介護できる勉強会等を充実させる。	
		健康づくりを推進する。	

3) 雇用の場や産業・地域振興における女性活躍の推進

女性の活躍推進計画

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	雇用や産業の場における女性の意識啓発	医療福祉、農業、観光といった南阿蘇村で女性の就業率が高い分野でのロールモデルを発信する。各分野でロールモデルになってもらえる人材を事業所を通じて発掘し、動画を配信することで啓発につなげる。	総務課 農政課 産業観光課
		JA、商工会といった経済団体・組織・業界団体や個々の事業所と連携し、女性のリーダーシップを育成するセミナーを開催する。連携団体等には、女性の意識向上を図り女性の能力を活用することが、人材不足という課題を解決することを理解してもらうよう努める。	総務課 農政課 産業観光課

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	雇用の場における男女共同参画推進、女性の登用促進	ライフステージに応じた多様な働き方を推進する。ホームページや広報誌、業界団体等を通して、事業所とその従業員を対象にした啓発を行う。事業主に対してはワークシェアリングのメリットを、従業員にはワークライフバランスを確保できるメリットを伝える。	総務課
		事業所に対してセクシャルハラスメント等を防止する啓発を行う。人権啓発、女性リーダー育成といった他の取り組みと連携することで効果を高めるよう努める。	総務課
		家族経営協定の普及と内容の充実を図る。	農政課

	施策の内容	取り組み内容	担当課
③	女性の人材育成、6 次産業化*・起業化支援	地元の産品を活かした 6 次産業化の支援を行う。商品サービス開発、販路開拓等のアドバイザー派遣、希望者を対象とした経営に関するセミナーを実施する。	農政課 産業観光課

*「6 次産業化」とは、1 次産業である農林漁業の産品を、2 次産業である製造業により加工し、3 次産業としての流通・小売業等を通して提供するというように、1 次・2 次・3 次産業を一体的に取り組み、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことをいいます。

基本目標3

だれもが安心・安全に暮らすことができる環境づくり

(1) 現状と課題

熊本県のDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する調査では、女性で8.9%、男性でも3.6%の人が、配偶者から身体的暴行や精神的攻撃、経済的圧迫、性的強要等を受けたことが「度々あった」と回答しています。「1～2度あった」を加えると、女性では21.6%、男性では14.0%にもなります。この数値をそのまま南阿蘇村に当てはめることはできませんが、「あらゆる暴力の根絶」は、基本的な人権を守るために不可欠な施策の柱です。

計画は、「DV対策基本計画」を包括しており、男女の人権を守るDV・セクハラ等の防止や相談体制の充実を重要な取り組みとして位置づけています。熊本県の調査では、DV被害にあった人の41.0%が「どこにも相談をしなかった」と回答しており、支援の充実が求められるとともに、相談窓口の周知が課題といえます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、外出が自由にできない中での、特に高齢者の健康維持は男女ともに重要な課題です。近年、女性や性的マイノリティの権利として認識が高まりつつある「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」についても理解促進を図る必要があります。

計画では、懇話会での意見を尊重し、地域活動における女性の活動を促進する施策も盛り込んでいます。女性の区長への登用など、女性自身も男性も女性の地域活動に積極的ではない状況は、第2次計画策定時から課題として挙がっています。防災活動についても、高齢化で地域活動を担う人材が不足する中、避難所での炊き出し支援、女性の消防団参加等多岐にわたり女性の活動の重要性が高まっています。

(2) 重点的に取り組むべき施策

DV・セクハラ等の防止啓発、被害者支援

上記(1)で述べたように、「DV対策基本計画」の位置づけを持つ本章では、DV防止の取り組みを重要な施策として位置づけています。

女性の区長への登用など積極的女性の活用推進

第2次計画策定時からの課題である女性の地域活動参画を促進する取り組みを行います。「基本目標2 施策の柱3 女性の活躍推進計画」の取り組みと連携し、女性の意識啓発を併せて行うことで効果的取り組みとします。

(3) 施策の内容と取り組み

DV 対策基本計画

1) あらゆる暴力の根絶

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	DV・セクハラ等の防止啓発、被害者支援	相談員を役場だけでなく LOOP といった複合施設に配置するなど、相談者にとって利用しやすい窓口設置に努める。	総務課
		相談窓口の設置、相談員の配置をホームページや広報誌、公共の施設、事業所等、あらゆる場において広報し、「相談したくてもどうしていいか分からない」相談者を減らすよう努める。	総務課
		事業所に対してセクシャルハラスメント等を防止する啓発を行う。人権啓発、女性リーダー育成といった他の取り組みと連携することで効果を高めるよう努める。	総務課
		区長会など、地域活動の場において、資料配布や説明を行うなど、セクシャルハラスメント防止啓発を行う。	総務課
		動画や内閣府男女共同参画局の資料を活用し、中学生を対象としたデート DV 防止啓発の取り組みを行う。	教育委員会

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	DV・セクハラ相談体制の充実	相談員の研修等、相談対応スキルの向上を図る。相談員対象の研修動画鑑賞、あるいは講師を招へいして相談員に必要な知識を身に付けられるようにする。	総務課

2) 生涯を通じた健康支援

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	ライフステージに応じた、また、感染症拡大下の健康支援	学校と連携し、食育を通して子どもたちに健康と食について啓発する。 また近年、小学生の体力低下が課題とされていることから、動画を配信するなどして、コロナ禍でも可能な体力増進の取り組みを推進する。	教育委員会 健康推進課
		働く男女の健康管理啓発、健康診断の定期的受診促進、ガン検診受診促進に取り組む。事業所を通じたメタボ予防、健康管理の大切さをポスター等により周知する。農業者・自営業者を対象とした健康保険組合を通じた啓発を行う。	健康推進課
		地域社会で高齢者を支える体制を強化し、コロナ禍で寝たきりにならないような健康維持支援を推進する。 コロナ禍でも高齢者が孤立しないよう、LINE等SNSを高齢者が活用できるセミナーを実施し、高齢者同士の交流を促進する。	住民福祉課 総務課

	施策の内容	取り組み内容	担当課
③	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の認知促進	いつ何人子どもを持つか、産むか産まないかを自由に選ぶ権利、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に育つことなどを含む権利への認知を高める啓発を行う。人権やLGBT等に関する啓発と併せ、効果的に実施する。	健康推進課 総務課

3) 地域活動における男女共同参画推進

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	女性の区長への登用 など積極的女性の活用推進	地域活動における女性の能力を活用することの重要性を区長会等で啓発し、女性の積極的登用を図る。	総務課
		女性自身の意識を向上できるよう、JA 女性部、商工会女性部等団体組織を通して女性の意識啓発を行う。	総務課
		地域行事における性別による役割分担を見直す。	総務課

	施策の内容	取り組み内容	担当課
②	防災活動への女性の積極的参加推進	熊本県や国が制作している女性の防災活動参加を啓発促進する動画等を活用し、女性の消防団参加を促す。	総務課
		女性の視点を加えた防災活動を目指すとともに、防災士の資格取得を推進する。防災計画やマニュアル作成時、女性の視点での避難所運営に十分配慮する。	総務課

基本目標4

男女共同参画社会を推進する体制づくり

(1) 現状と課題

第2次計画でも、政策や方針決定の場への女性参画を促進することとして、村の審議会における女性審議員の割合を一定以上にすることを目指してきましたが、達成できていないのが現状です。

懇話会でも、やはり女性がもっと政策決定の場にいることが、男女共同参画推進への道だとの意見が聞かれました。計画では、女性も政治に関心を示し、政策決定の場にできるだけ多く臨むことを重点的な取り組みとしていきます。これは、男女共同参画推進担当係だけで達成できることではなく、庁内を挙げて取り組む必要があります。

(2) 施策の方向と取り組み

1) 政策や方針決定の場への女性参画の推進

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	政策や方針決定の場への女性参画の推進	審議会等の委員会について、「女性委員ゼロ会議」をなくす。	全庁
		女性登用率の割合 30%を目指し、女性枠導入も視野に入れる。	全庁

2) 村の推進体制の整備

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	男女共同参画社会の実現を目指した村の推進体制の整備	男女共同参画推進は各課の横断的な取り組みが求められるため、それぞれの担当課の進捗状況、課題や成果を定期的に共有することが必要となる。これらを共有し、課題解決に向けて今後の取り組みの充実を図る。	全庁 総務課

3) 村民（地域・家庭）・企業（事業所など）・団体と行政との協働推進

	施策の内容	取り組み内容	担当課
①	男女共同参画社会の実現を目指した取り組みの協働推進	計画に盛り込まれた取り組みは、いずれも村の担当か単独で成就するものではなく、村民の皆さん、企業団体の皆さんの協力があって成立するものといえる。いずれの取り組みにおいても、丁寧な説明や十分な周知、協力依頼を行うことで、皆さんの理解を得、取り組みの効果を上げるよう努める。	総務課

資料編

1. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布、施行

目 次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると共に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的

利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有す

る。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法律上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文章を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県または市町村は、都道府県男女共同参画計画または市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監

視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

2. 熊本県男女共同参画推進条例

平成 13 年 12 月 20 日公布 熊本県条例第 59 号

目 次

前文

第1章 総則(第1条―第14条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第15条―第24条)

第3章 熊本県男女共同参画審議会(第25条―第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い(明確な差別的意図がなくとも、差別を容認したと認められる取扱いを含む。)を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活における活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次の掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないように配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第15条 知事は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（県民及び事業者の理解を深めるための措置）

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

（職業生活と家庭生活等との両立の促進）

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

（農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進）

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

（県の附属機関の委員の選任における配慮等）

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選人に当たっては、できる限り男女の数の均衡を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

（調査研究）

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

（推進体制の整備等）

第21条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置）

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内に在勤若しくは在学する者は、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めるときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項に規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 男女共同参画計画の策定に関する事項

二 第23条第1項の苦情の処理に関する事項

三 県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の評価に関する事項

四 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第27条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

第28条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により定められた男女共同参画計画は、第15条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

3. 南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会設置要項

(目的)

第1条 南阿蘇村における男女共同参画社会の形成に向けた施策のあり方について、各層の幅広い意見を聴くため、南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に係る調査及び研究に関すること。
- (2) 男女共同参画に係る基本計画(以下「男女共同参画計画」という。)の案の策定に関すること。
- (3) その他、男女共同参画社会の形成の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇話会は、次に掲げる者の中から村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体代表者
- (3) 各職域代表者
- (4) その他、村長が適当と認めた者

(会長及び副会長の職域)

第4条 懇話会に会長及び副会長各1名を置き、委員の相互の互選により選任する。

- 2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要に応じ懇話会を招集し、議長となる。

(事務局)

第5条 懇話会の庶務を処理するため、事務局を総務課に置く。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営に対し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成18年3月1日から施行する。

【南阿蘇村男女共同参画社会推進懇話会委員名簿】

令和 4 年 10 月 1 日現在

	氏名	所属団体等
会長	荒牧 幸吉	南阿蘇村人権擁護委員
副会長	工藤 富美代	南阿蘇村社会福祉協議会
委員	浅尾 三郎	南阿蘇村民生・児童委員会会長
委員	大塚 るい子	南阿蘇村商工会女性部長
委員	竹腰 満里江	南阿蘇中学校 PTA 母親部長
委員	辰巳 和美	南阿蘇村議会議員
委員	塚元 道夫	南阿蘇村区長会会長
委員	長尾 公代	南阿蘇村婦人会会長
委員	長野 るり子	南阿蘇村子育て支援ひろば わくわくひろば
委員	野口 幸広	子育て支援課長
委員	増田 ゆかり	南阿蘇村教育委員
委員	松本 和代	保育所長

4. 用語解説

■育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」といいます。法律に規定されている労働者の育児・介護休業について、事業主が制度を設けるものです。子どもの養育や高齢者の介護などのために、従業員が休みを取ることができる制度の設置などを事業主が行うことにより、労働者の雇用の継続を図るとともに、育児または家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとされています。

■LGBT 等

L はレズビアン、G はゲイ、B はバイセクシュアル、T はトランスジェンダー。この4つに加え、「LGBTQIA+」と表記されることもあります。Q はクエスチョニングとクィア、I はインターセックス、A はアセクシュアルを表します。クエスチョニングはまだ自分の性を自認できていなかったり、性的指向がはっきりしない人、クィアは規範的な性のあり方以外を包括する言葉、インターセックスは身体的性において男性と女性の両方の性別を有しているセクシュアリティ、アセクシュアルは、どの性にも恋愛感情を抱かないセクシュアリティです。

人間の性は男性と女性の2つだけで分けられるものではないことを指す言葉が LGBTQIA であり、「+」はさらに、LGBTQIA の枠組みにもはまらない人もいるという、性の多様性を示すために付け加えられるようになりました。

■家族経営協定

家族経営協定は、家族農業経営をより良いものにするために、労働時間・労働報酬・休日などについて文書により取り決めを行い、それぞれ自覚をもって経営に参画することを目的に締結するものです。

■セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

性差別の具体的な現れとして職場や学校などで起きる性的いやがらせを指します。相手の意に反した性的な言動であり、身体への不必要な接触、性関係の強要、性的なうわさを流す、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示等が含まれます。

■多様性

人間社会での「多様性」とは、人々が、性的マイノリティも含め様々な異なる性別や年齢、人種、信仰、生まれ育った環境や文化、経験、能力、そして考え方などを持っていることを指して使われます。また、それらが一人ひとり「違う」ことを、お互いが尊重し合う必要性も含め使われる言葉です。

■男女共同参画社会

男女が、社会の対等なパートナーとして、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。男女が等しく政治的・経済的・社会的及び文化的利益を得ることができ、ともに責任を担うべき社会を目指すものです。

「参画」とは単なる参加ではなく、積極的に意思決定に加わるという意味が込められています。

■男女共同参画社会基本法

男女共同参画政策推進の包括的根拠法。男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会を決定する最重要課題と位置づけ、基本理念・方向を示し、国・自治体・国民の責務を定め、取り組みを推進するための法律です。

■男女雇用機会均等法

雇用の分野で、男女に平等に機会が与えられ、待遇が確保されることを目指す法律です。また、女性労働者に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図るなどの措置を推進することを目的とします。

■デートDV

交際中の相手に対して、殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的暴力や、言葉による暴力、金銭の要求や性行為の強要などを行うことを言います。

■ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦や恋人など親密な間柄にあるパートナー間においての身体的・精神的・性的な暴力を指します。

■配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)

配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するため、被害者の相談を受けたり、一時保護を行ったりするなどの機能を果たすことや、裁判所が発する接近禁止命令や退去命令について規定しています。

■ライフステージ

人間の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに分けた場合のそれぞれの段階のことを言います。家族全体では、新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などの区分で考えることができます。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱され、今日、男女問わずすべての人が享受すべき、性に関する健康の権利とされています。

いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、妊娠、出産は女性の問題だけではなく、性と生殖に関する男女の平等な関係、同意、共同の責任であるという認識など、男性の性に関する役割と責任も重要とされています。

■ワークシェアリング

雇用機会、労働時間、賃金という3つの要素の組み合わせを変化させ、1人当たりの仕事を分かち合うことで、労働時間の短縮とともに、社会全体で雇用の機会を増やす制度です。労働時間の短縮に伴って1人当たりの賃金は下がりますが、失業者を減らすことができます。こういった働き方を普及させることにより、一定の雇用量をより多くの労働者で分かち合うことを可能にします。

■ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すものです。